

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
KX-036	衛星によるミサイルの赤外線探知・追尾に関する調査研究	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）
3. 入札日時 令和8年3月25日(水)（10:30）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を
令和8年 3月 5日（木） 12:00 までに提出しなければならない。
(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、

「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 3月 23日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

適合条件

1. 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) 過去5年以内に、衛星による赤外線観測を含むミサイル防衛体制検討および宇宙からの赤外線観測を用いたミサイル探知・追尾に関する調査研究（論文発表やレポート発刊を含む）を行った実績を複数有していること。
- b) 衛星を用いたミサイル探知・追尾システムの運用や開発実績を有する米国関係者を履行体制の中に複数名確保（アドバイザー含む）していること。

2. 提出書類

提出書類の形式等については以下のとおりとする。

a) 書類の形式

1の条件を満たすことが客観的に示されているものであり、形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに、社印を押印のうえで綴るものとする。

b) 提出部数

各1部

c) 提出期限

令和8年3月5日（木） 12:00まで

d) 虚偽がないものとする。

e) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。

f) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の17時15分までとする。

防衛省仕様書

1 / 6

件名	衛星によるミサイルの赤外線探知・追尾に関する調査研究	仕様書番号	
		作成年月日	令和8年1月7日
		作成部課名	防衛政策局 戦略企画参事官

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「衛星によるミサイルの赤外線探知・追尾に関する調査研究」（以下「本役務」という。）を行うために必要な事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表 1 のとおりとする。

表 1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	ブーストフェーズ	ミサイルが発射母体から離昇し、ロケットエンジンの燃焼により、加速・上昇を開始した以降、ロケットエンジンの燃焼が終了するまでの段階をいう。
2	グライドフェーズ	極超音速滑空兵器（HGV: Hypersonic Glide Vehicle）がブーストフェーズで加速された後、おおむね海拔高度 100km 以下の大気圏内において揚力を用いて滑空する段階をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

- 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 不正競争防止法（平成5年法律第47号）
- 知的財産基本法（平成14年法律第122号）
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

2 役務に関する要求

2.1 本役務の概要

我が国周辺国においては、質・量ともにミサイル戦力が増強されている中、極超音速滑空兵器や極超音速巡航ミサイル（HCM: Hypersonic Cruise Missile）を含むミサイルの発射を早期に探知・追尾するには、衛星による宇宙からの赤外線を用いた観測が有効とされている。

本役務においては、多層的なミサイル防衛体制の構築に資するべく、我が国が有する既存のレーダー網を補完するため、衛星からの赤外線観測を組み合わせた将来のミサイル探知・追尾システム（主にブーストフェーズでの探知およびグライドフェーズでの追尾）の在り方について調査研究を実施する。特にシステム検討においては地球低軌道、中軌道及び静止軌道を組み合わせた最適な衛星群からのデータを融合することを前提に実施する。また、米国は長年にわたり衛星を用いたミサイルの警戒・監視を行っていることから、その最新の技術動向についても調査し、米国との連携の在り方に関する検討も実施する。

2.2 契約相手方の条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) 過去5年以内に、衛星による赤外線観測を含むミサイル防衛体制検討および宇宙からの赤外線観測を用いたミサイル探知・追尾に関する調査研究（論文発表やレポート発刊を含む）を行った実績を複数有していること。
- b) 衛星を用いたミサイル探知・追尾システムの運用や開発実績を有する米国関係者を履行体制の中に複数名確保（アドバイザー含む）していること。

2.3 実施の内容

契約相手方は、日本周辺の脅威からのミサイルの発射を対象とした、宇宙からの赤外線を用いた探知・追尾システムの在り方について導出すること。なお、検討においては地球低軌道、中軌道及び静止軌道を組み合わせた最適な衛星群からのデータ融合を前提とし、各軌道からの赤外線観測の特性を分析するとともに、日本周辺におけるミサイル探知・追尾に必要な衛星群の所要軌道及び衛星基数の分析について検討項目に含むこと。また、衛星を用いたミサイル探知・追尾に係る米国システムとの整合、接続、相互補完等について、最新の技術動向に関する調査を実施した上で、連携可能性を検討すること。

導出にあたっての前提条件は以下を基準とする。

- a) 一定の対象領域（細部は官側との調整による）を、必要な衛星総数や部隊の運用負荷を抑えつつ、日本独自の衛星による赤外線観測で常時監視する
- b) 衛星を用いたミサイル探知・追尾に係る米国システムと連携できるものとする
- c) 衛星本体のみならず、地上システムも含めた総合システムとして検討する

2.4 実施計画書の作成

契約相手方は、本役務に関する実施計画書（実施体制図、文書で求める実施事項を遂行するための計画及び具体的手法、実施スケジュール、再委託（外注）先等を含む。）を官側に提出し、承認を得るものとする。

2.5 報告会等の実施

契約相手方は、キックオフ会議、中間報告会及び成果報告会（以下「報告会等」という。）を実施する。

報告会等には、官側及び契約相手方が参加するほか、契約相手方が本役務の実施に際して第三者と契約を締結し、役務作業に参加させている場合、官側の確認を得た上で当該第三者が参加できるものとする。

報告会等の実施場所は、防衛省市ヶ谷地区を基準とする。ただし、契約相手方は、防衛省市ヶ谷地区への参集が難しい参加者については、Web 会議を活用して出席させることができるものとする。

契約相手方は、報告会等の終了後速やかに議事録を作成し、官側に提出するものとする。

2.5.1 キックオフ会議

契約相手方は、2.4の実実施計画書の作成にかかる調整のために、契約締結後速やかにキックオフ会議を実施する。

2.5.2 中間報告会

契約相手方は、本役務で得られた中間成果をまとめた中間報告書を作成し、中間報告会を実施する。中間報告会における官側の指摘事項については、その内容を成果報告書に反映させるものとする。

中間報告会の実施時期は、官側と調整して決定するものとする。

2.5.3 成果報告会

契約相手方は、本役務で得られた成果をまとめた成果報告書を作成し、その内容について説明するために成果報告会を実施する。成果報告会における官側の指摘事項については、その内容を最終報告書に反映させるものとする。

成果報告会の実施時期は、令和9年3月を基準とする。

2.6 提出書類等

契約相手方は、表2及び表3に示す書類を官側に提出するものとする。なお、書類は、市販ソフトウェアで閲覧編集可能な形式で電子媒体（CD-R または DVD-R）又は官が指定するメールアドレスに電子メールにて提出するものとする。

表 2 提出書類

番号	名称	数量	提出場所	提出時期	備考
1	実施計画書	1部	防衛政策局 戦略企画参 事官	契約締結後速 やかに	
2	中間報告書			中間報告会時	
3	成果報告書			成果報告会時	
4	議事録			報告会等後速 やかに	

表 3 納入品

番号	名称	数量	納入場所	納入時期	備考
1	最終報告書	1部	防衛政策局 戦略企画参 事官	令和9年3月 31日	

なお、書類の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- a) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、宇宙工学の知見を有さない者にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。
- b) 本文中に引用した引用文献等については、その典拠を注のかたちで示すものとする。なお、引用しなかった参考文献等については、参考文献リストとして掲載するものとする。
- c) 不正競争防止法等に基づく社外秘等を含む場合は同法等に基づき表示するものとする。
- d) 最終報告書は、部外の求めに応じて開示することがあり得るので、取材先及び協力先との関係等の理由で開示が不適当な事項については、不適当である理由を別途とりまとめて1部提出するものとする。

3 役務期間

契約締結日～令和9年3月31日

4 検査

報告会及び提出書類にもとづき、防衛政策局戦略企画参事官の支出負担行為担当官等補助者（以下「支出負担行為担当官等」という）が実施するものとする。

契約相手方は、役務の履行に関して、表2及び表3に定めるものの他、官側との調整により、支出負担行為担当官等の求める資料の提出に応じなければならない。

5 その他の指示

5.1 取材先及び協力先への聞き取り

本役務を実施する上で、取材先及び協力先への聞き取りが必要な場合は、契約相手方が直接実施するものとする。また、取材先及び協力先に防衛省の委託であることを明らかにする必要がある場合は、事前に官側と調整するものとする。

5.2 官側の支援

契約相手方は、この契約を履行するに当たり、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則等を遵守し、無償で支援を受けられるものとする。

5.3 器材等

契約相手方は、本役務に必要な器材等を準備するものとする。ただし、契約相手方は、防衛省市ヶ谷地区で本役務を実施する上で必要な場合には、官側と調整の上、器材の貸付等を受けられるものとする。

5.4 知的財産権及びその他の権利

- a) 契約相手方は、この契約の履行に際して、第三者の有する著作権、特許権等、知的財産基本法第 2 条 2 項に定める知的財産権を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 提出書類に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 17 条第 1 項に規定される著作権をいう。以下同じ。）は官側に帰属するものとする。ただし、契約相手方が本役務の以前から所有している著作権についてはこの限りではない。また、契約相手方は著作者人格権（同項に規定される著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。
- c) 契約相手方は、本役務の履行に際して、必要不可欠な限度において、第三者が著作権を官に移転できないとき、当該部分にその旨を明示するものとする。
- d) 提出書類に行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 2 号に該当する情報を記載する場合には、その都度その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。
- e) 契約相手方は、前記 d) に定める必要な措置を講じなかったことにより、官が損害を受けた場合には、官は契約相手方に対して、その損害につき賠償を請求することができるものとする。
- f) 官及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属に関し、疑義が生じた場合には、その都度、協議して解決するものとする。

5.5 その他

- a) 契約相手方は、不可抗力以外で官の設備及び器材等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- b) 官は、本役務中に発生した事故等について、官の責に帰する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

6枚中の6枚

- c) 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。